

# 各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(平成28年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(総合事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として第1号事業（次に掲げる事業をいう。以下同じ。）及び一般介護予防事業（省令第140条の64第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

- (1) 第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）
- (2) 第1号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）
- (3) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(第1号事業の内容)

第4条 市長は、第1号訪問事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当する訪問介護を行う事業をいう。以下同じ。）
- (2) 訪問型サービスA（第1号訪問事業のうち、旧介護予防訪問介護の基準を緩和したものをいう。）
- (3) 訪問型サービスB（第1号訪問事業のうち、住民主体による支援をいう。）
- (4) 訪問型サービスC（第1号訪問事業のうち、保健・医療の専門職により提供さ

れ、3か月から6か月までの短期間で行われるものをいう。)

2 市長は、第1号通所事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防通所介護相当サービス(改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧介護予防通所介護」という。))に相当する通所介護を行う事業をいう。以下同じ。)

(2) 通所型サービスA(第1号通所事業のうち、旧介護予防通所介護の基準を緩和したものをいう。)

3 市長は、第1号介護予防支援事業として、介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントを行うものとする。

(対象者)

第5条 総合事業の対象となる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 第1号事業 居宅要支援被保険者及び第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)であって介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて(平成27年6月5日付老発0605第5号厚生労働省老健局長通知)表7の基本チェックリスト(以下「基本チェックリスト」という。)を実施した結果により当該事業の利用が必要と認めたもの(以下「事業対象者」という。)

(2) 一般介護予防事業 第1号被保険者及び第1号被保険者の支援のための活動を行う者

(第1号事業の実施方法)

第6条 第1号事業は、市が直接実施するほか、次に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)による実施

(2) 法第115条の47第4項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する者に対する委託

(3) 法第115条の45第1項第1号に規定する事業のうち、省令140条の62の3第2項に規定する基準に適合する事業を実施する者に対する補助

2 一般介護予防事業は、市が直接実施するほか、前項第2号又は第3号に掲げる方法により実施するものとする。

(第1号事業の利用の手続)

第7条 第1号事業を利用しようとする者(居宅要支援被保険者を除く。)は、基本チェックリストを実施し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、基本チェックリストの結果により、第1号事業の利用が必要と認めるときは、次に掲げる事項を記載した介護保険の被保険者証を事業対象者に送付するものとする。

(1) 事業対象者である旨

(2) 基本チェックリストを実施した日(以下「実施日」という。)

(3) 事業対象者が第1号事業を利用することができる期間(次項において「有効期間」という。)

(4) 担当の地域包括支援センター

3 有効期間は、実施日から2年間とする。

4 事業対象者は、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用を開始するときは、担当の地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼し、その旨を市長に届け出なければならない。

5 事業対象者は、介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス計画に基づき、第1号訪問事業及び第1号通所事業を利用できるものとする。

(第1号事業支給費の額等)

第8条 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費(以下「第1号事業支給費」という。)の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に従う第1号訪問事業及び第1号通所事業 旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に係る改正前法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超える場合には、当該現に事業のサービスに要した費用の額)の100分の90に相当する額

(2) 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に従う第1号介護予防支援事業 法第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超える場合には、当該現に事業のサービスに要した費用の額)の100分の100に相

当する額

(3) 省令第140条の63の6第2号に規定する基準に従う第1号訪問事業及び第1号通所事業 市長が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超える場合にあつては、当該現に事業のサービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額

2 第1号事業を利用する居宅要支援被保険者又は事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に係る法第59条の2第1項の政令で定めるところにより算定した所得の額が同項の政令で定める額以上である場合（次項に規定する場合を除く。）において、前項第1号及び第3号の規定を適用する場合は、同項第1号及び第3号の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 居宅要支援被保険者等に係る法第59条の2第2項の政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える同条第2項の政令で定める額以上である場合において、第1項第1号及び第3号の規定を適用する場合は、同項第1号及び第3号の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

4 市は、法第115条の45の3第3項の規定により、第1号事業を利用する居宅要支援被保険者等に代わり、第1号事業支給費を当該事業に係る指定事業者に支払うものとする。

（第1号事業支給費の限度額）

第9条 居宅要支援被保険者に係る第1号事業支給費の限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）を基礎として、同条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者に係る第1号事業支給費の限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として、法第55条第1項の規定により算定した額とする。ただし、事業対象者が第1号事業を集中的に利用することにより早期の自立支援につながる状態と市長が認めた場合の第1号事業支給費の限度額は、要支援2に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として、同項の規定により算定した額とする。

（利用料）

第10条 居宅要支援被保険者等が指定事業者の提供するサービスを利用したときの

利用料は、それぞれ当該サービスに係るサービス費の額から第8条の規定により支給される第1号事業支給費の額を控除した額とする。

- 2 市長は、居宅要支援被保険者等が災害その他特別な事情があることにより前項に規定する利用料を負担することが困難であると認めるときは、当該利用料を免除することができる。

(高額介護予防サービス費等相当費用)

第11条 市長は、居宅要支援被保険者等に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額介護予防サービス費等相当費用」という。）を支給するものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当費用の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(指定申請)

第12条 法第115条の45の3第1項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）及び市長が必要と認める書類を、市長に提出しなければならない。

(事業者の指定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、指定をすると認めたときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(指定の期間及び更新)

第14条 法第115条の45の6第2項に規定する有効期間（以下この項において「有効期間」という。）は、6年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定事業者からの申出があつて、市長が必要と認める場合においては、有効期間を短縮することができる。
- 3 指定の更新を受けようとする事業者（以下「更新申請者」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書及び市長が必要と認める書類を、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査し、指定を

更新すべきものと認めるときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書により更新申請者に通知するものとする。

(指定の基準)

第15条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、省令第140条の63の6第1号イ、ロ又は第2号に規定する基準に従い事業を行わなければならない。

(変更等の届出)

第16条 指定事業者は、省令第140条の37第1項に規定する事項に変更があったときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定内容変更届出書(様式第3号)を10日以内に市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、指定を受けた事業の廃止又は休止をしようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書(様式第4号)を、当該廃止又は休止の日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出を行った指定事業者が第1号事業を再開したときは、介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書(様式第5号)を10日以内に市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第17条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消(停止)通知書(様式第6号)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第18条 市長は、第12条の規定による指定の申請、第13条の規定による指定の通知、第16条の規定による変更等の届出、第17条の規定による指定の取消し等(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業所の所在地である都道府県及び市町村に対して、当該指定等に関する情報のうち、次に掲げるものを提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定、変更、廃止、休止及び再開の年月日

(4) 事業開始年月日

- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) その他市長が必要と認める事項  
(指導及び監査)

第19条 市長は、第1号事業の適切かつ有効な実施のため、第1号事業を実施するものに対して、指導及び監査を行うものとする。

2 前項の指導及び監査について必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月21日決裁)

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月27日決裁)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

2 改正後の各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する第1号事業に係るものから適用し、同日前に実施された第1号事業に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成30年11月30日決裁)

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (令和2年11月30日決裁)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（宛先） 各務原市長

所在地  
申請者 名称  
代表者の職・氏名

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書

介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業者の（指定・指定の更新）を受けたいので、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（第12条・第14条）の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請 (開設) 者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 — )					
	連絡先	電話番号	( )		FAX番号	( )	
	法人の種別						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ		生年月日	
		氏名		氏名		氏名	
	代表者の住所	(郵便番号 — )					
指定を受けようとする事業所の種類	フリガナ						
	名称						
	事業所の所在地	(郵便番号 — )					
	事業所連絡先	電話番号	( )		FAX番号	( )	
	同一所在地において行う事業の種類	指定申請をする事業の事業開始予定年月日		既に指定を受けている事業の指定年月日		様式	
	訪問介護						
	介護予防訪問介護						
	第1号訪問事業					付表1	
	通所介護						
	介護予防通所介護						
第1号通所事業					付表1		
介護保険事業者番号			(当該事業所が既に他のサービスで指定を受けている場合)				

様

各務原市長

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書

介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の（指定・指定の更新）について、次のとおり決定しましたので、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（第13条・第14条）の規定により通知します。

申請者の名称	
代表者の氏名	
事業所の名称	
事業所の所在地	
指定年月日	
指定に係る有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
事業の種類	

（宛先）各務原市長

所在地  
 事業者 名称  
 代表者の職・氏名

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定内容変更届出書

次のとおり指定事業者の指定を受けた内容を変更しましたので、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第16条の規定により届け出ます。

		介護保険事業所番号							
指定内容を変更した事業所	名称	フリガナ							
	所在地	(郵便番号 - )							
事業の種類									
変更があった事項		変更の内容							
1	事業所の名称	(変更前)							
2	事業所の所在地								
3	申請者の名称								
4	主たる事務所の所在地								
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名								
6	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	(変更後)							
7	事業所の平面図								
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所								
9	運営規程								
10	その他（ ）								
変更年 月 日		年 月 日							

注 変更内容が分かる書類を添付してください。

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地  
 事業者 名 称  
 代表者の職・氏名

介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書

次のとおり事業の（廃止・休止）をしましたので、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第16条の規定により届け出ます。

		介護保険事業所番号								
廃止・休止をした事業所	名 称	フリガナ								
	所在地	(郵便番号 - )								
事 業 の 種 類										
廃 止 ・ 休 止 の 別		廃止 ・ 休止								
廃 止 ・ 休 止 を し た 年 月 日		年 月 日								
廃 止 ・ 休 止 を し た 理 由										
現 に サ ー ビ ス 又 は 支 援 を 受 け て い た 者 に 対 す る 措 置										
休 止 予 定 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日								

注 廃止・休止をする日の1月前までに届け出てください。

介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地  
事業者 名称  
代表者の職・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号																		
再開した事業所	名称																		
	所在地 (郵便番号      —      )																		
再開した年月日	年      月      日																		
事業の種類																			

注

- 1 付表及び当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- 2 事業を再開した日から10日以内に届け出てください。

年 月 日

様

各務原市長

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者取消（停止）通知書

次のとおり介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定を（取消・停止）しましたので、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第17条の規定により通知します。

指定事業者の名称	
代表者の氏名	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の種類	
取消（停止）の理由	
取消（停止）の日	年 月 日
停止の期間 (停止の場合のみ)	年 月 日 ~ 年 月 日

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。